

それ、詐欺かもしれません！

# 架空請求に

# ご注意ください！！



全国の消費生活センターなどに寄せられた架空請求に関する相談件数は、平成29年度で約20万件(全相談件数の2割以上)となっており、ここ数年主流ではなかったハガキという手段が多様しています。

ハガキを受け取った消費者が住所と氏名を特定されていることに不安を感じた結果、相談件数が急増したと考えられています。

「訴訟最終告知という内容のハガキが届いたが、覚えがない」、「利用した覚えがない架空の請求を受けているが、どうしたらよいか」という相談が、全国の消費生活センターへ寄せられています。

架空請求の請求手段は、ハガキ、SMS(ショートメッセージサービス)などさまざまです。

法的措置をとるなどと記載をしたり、実在の事業者名をかたって本物と思わせたりして、消費者の不安をあおるケースも見られます。

ハガキの中には保護シールが貼られており、より信ぴょう性を強くする架空請求も見られます。

また、架空請求は消費者の情報を完全に特定して送られているわけではありません。連絡してしまうと個人情報が知られ、その情報をもとにさらに金銭を要求される可能性があります。

未納料金を請求されても心当たりがなければ決して相手に連絡しないようにしましょう。

訴訟〇〇センター名を名乗り消費料金の件で訴訟を開始するというハガキ、SMSなどが届いた場合は、「消費者ホットライン(局番なし☎188)」を活用し、本当に支払いが必要かどうかを確かめましょう。

## 【消費者生活相談先】

- ・消費者ホットライン(お近くの消費生活センターに繋がります) ☎188
- ・企画振興課協働推進係 ☎0137-62-2300
- ・熊石総合支所産業課 ☎01398-2-3111

## 総合消費料金に関する 訴訟最終告知のお知らせ

この度、ご通知致しましたのは、貴方が利用されていた契約会社ないし、運営会社側から契約不履行による民事訴訟として、訴状が提出されました事をご通知致します。管理番号(わ)288裁判取り下げ最終期日を経て訴訟を開始させていただきます。原告側の主帳は全面受理され、執行官立ち会いの元、給料差し押さえ及び、動産、不動産物の差し押さえを強制的に履行させていただきますので裁判所執行官による執行証書の交付を承諾していただくようお願い致します。

裁判取り下げなどのご相談に関しましては当局にて受け賜っておりますので、職員までお問い合わせ下さい。

尚、書面での通達となりますのでプライバシー保護の為、ご本人様からご連絡いただけますようお願い申し上げます。

※取り下げ最終期日 平成30年〇月〇日

法務省管轄支局 国民訴訟通達センター  
東京都千代田区霞が関3丁目1番7号  
取り下げ等のお問合せ窓口 03-6372-xxxx  
受付時間 9:00~20:00(日、祝日除く)